

政令番号328 ジラム

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成29年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量/使用量 (kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	
1	北海道					2.1E+2			214.0
2	青森県					3.2E+1			32.0
3	岩手県					1.9E+2			192.0
4	宮城県					1.4E+2			139.0
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県					9.6E+1			96.0
8	茨城県					7.5E+1			75.0
9	栃木県					1.1E+3			1,089.0
10	群馬県					2.2E+3			2,240.0
11	埼玉県					6.4E+1			64.0
12	千葉県								
13	東京都					3.8E+2			384.0
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県					3.2E+1			32.0
17	石川県					3.2E+1			32.0
18	福井県								
19	山梨県					1.1E+3			1,120.0
20	長野県					6.7E+2			672.0
21	岐阜県					2.2E+3			2,240.0
22	静岡県					3.0E+2			299.0
23	愛知県					9.6E+1			96.0
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府					2.0E+2			203.0
28	兵庫県								
29	奈良県					9.6E+1			96.0
30	和歌山県								
31	鳥取県					2.2E+2			224.0
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県					3.2E+1			32.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県					3.2E+1			32.0
39	高知県					1.3E+2			128.0
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県					3.2E+1			32.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
	全国					9.8E+3			9,763.0